特定⾮営利活動法⼈⽇本透析アクセス医学会評議員申請書（□新規、□再任）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | ⽣ 年 ⽉ ⽇ |
| ⽒ 名 |  | 昭和 　　年　　 ⽉　　 ⽇⽣（　　 才） |
| 現住所 | 〒  | TEL | FAX |
| 勤務先 |  | 役 職 名 |
|  |
| 勤務先所在地 | 〒 | TEL | FAX |
| E-mail |  |
| 職 種 | 医師 ・ 臨床⼯学技⼠ ・ 看護師 ・ 薬剤師 ・ 臨床検査技師 ・ 研究者 ・ その他 |
| 本会⼊会年 | 平成 令和　　　　年（事務局記載） |
| 履歴 |  |
| 業績⽬録 | 学会研究会発表 | 申請前 5 年間の腎不全や⾎液透析療法、透析アクセスに関する発表(2 回以上) |
| 本会発表 | 透析アクセス医学会での発表（１回以上） |
| 更新前３年間の本への参加 | 第　　日本透析アクセス医学会学術集会　場所（ |

申請⽇：令和 　　年 　　⽉ 　　　⽇

評議員選出規則細則（特定⾮営利活動法⼈⽇本透析アクセス医学会施⾏細則より）

 第３章 評議員

（評議員の定員）

第５条 評議員の定員は正会員数の５％以内とする。

 （評議員の選出）

第６条 評議員にならんとする者は、通常総会２ケ⽉前までに学会事務局へ申請書を提出する。

評議員にならんとする者は、次の資格条件を満たさなければならない。

(１)本会会員歴が３年以上であり、かつ会費を完納していること。

(２) 申請前5年間に腎不全や血液透析療法、透析アクセスに関する研究会発表が２回以上あり、かつ本医学会での発表が１回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）

 （評議員選考委員会）

第７条 選考委員会は、選考委員⻑および委員により構成し、評議員の選出に関する実務を遂⾏する。

（１） 選考委員⻑は理事⻑とし、委員は副理事⻑、会⻑、副会⻑、前会⻑とする。

（２） 評議員選考委員会は候補者につき選考し、その結果を理事会へ報告し承認を得る。

（評議員の資格） 第８条 評議員会を正当な理由なく２回連続⽋席した場合にはその資格を失う。

（評議員の更新） 第９条 2年毎の任期満了時、更新意志があり次の条件を満たす者は、再任されることができる。

（１） 更新前３年間のうち本学術集会への参加が１回以上あること。

（２） 更新前３年間のうち本学術集会での発表が１回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）